

**昭和二十三年法律第二百二十一号**

**日本学術会議法**

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

**第一条** この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。

**第二条** 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。

**第三条** 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

**第四条** 第二章 職務及び権限

日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

一 科学に関する重要な事項を審議し、その実現を図ること。

二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

三 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分

二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針

三 特に専門科学者の検討を要する重要な施策

四 その他日本学術会議に諮問することを適當と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

一 科学の振興及び技術の発達に関する方策

二 科学に関する研究成果の活用に関する方策

三 科学研究者の養成に関する方策

四 科学を行政に反映させる方策

五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策

六 その他日本学術会議の目的の遂行に適當な事項

第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

第六条の三 第三条組織

日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。

会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。

補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることがある。

会員は、年齢七十年に達した時に退職する。

会員には、別に定める手当を支給する。

会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。

会長は、会員の互選によつて、これを定める。

副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。  
会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。  
副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることがある。

補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第九条 会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。

第十条 日本学術会議に、次の三部を置く。

第一部 第二部 第三部

第一条 第一部 第二部 第三部

第十二条 第一部 第二部 第三部

第十三条 第一部 第二部 第三部

第十四条 第一部 第二部 第三部

第十五条 第一部 第二部 第三部

第十六条 第一部 第二部 第三部

第十七条 第一部 第二部 第三部

第十八条 第一部 第二部 第三部

第十九条 第一部 第二部 第三部

第二十条 第一部 第二部 第三部

第二十一条 第一部 第二部 第三部

第二十二条 第一部 第二部 第三部

第二十三条 第一部 第二部 第三部

第二十四条 第一部 第二部 第三部

第二十五条 第一部 第二部 第三部

第二十六条 第一部 第二部 第三部

第二十七条 第一部 第二部 第三部

第二十八条 第一部 第二部 第三部

第二十九条 第一部 第二部 第三部

第三十条 第一部 第二部 第三部

第三十一条 第一部 第二部 第三部

第三十二条 第一部 第二部 第三部

第三十三条 第一部 第二部 第三部

第三十四条 第一部 第二部 第三部

第三十五条 第一部 第二部 第三部

第三十六条 第一部 第二部 第三部

#### 第四章 会員の推薦

**第十七条** 日本学術會議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

**第十八条** 第二十二条まで 削除

#### 第五章 会議

**第二十三条** 日本学術會議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

2 総会は、日本学術會議の最高議決機関とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。

4 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

**第二十四条** 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 総会の議決は、出席会員の多数決による。

3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

#### 第六章 雜則

**第二十五条** 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本学術會議の同意を得て、その辞職を承認することができる。

**第二十六条** 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術會議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

#### 第二十七条 削除

会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術會議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。

#### 附 則

**第二十九条** この法律のうち、第三十四条及び第三十五条の規定は、この法律の公布の日から、これが施行し、その他の規定は、昭和二十四年一月二十日から、これを施行する。

**第三十条** 日本学士院規程（明治三十九年勅令第四百四十九号）、學術研究會議官制（大正九年勅令第二百九十七号）及び日本学士院会員の待遇に関する件（大正三年勅令第二百五十八号）は、これを廃止する。

#### 附 則（昭和二十四年五月三一日法律第一三三号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

**附 則（昭和二十四年一二月一二日法律第二五二号）抄**

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和二五年三月七日法律第四号）**

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和二五年三月二三日法律第二一号）**

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

**附 則（昭和三一年三月二十四日法律第二七号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

**附 則（昭和三六年六月一七日法律第一四五号）抄**

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十四号）の施行の日から施行する。

**附 則（昭和三九年六月一九日法律第一一〇号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五八年一一月二八日法律第六五号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五八年一一月二八日法律第六五号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和三九年六月一九日法律第一一〇号）抄**

**（施行期日）**

**第四条** 一部施行日から施行日の前日までの間、日本学術会議に、施行日以後最初に任命される会員（以下「新会員」という。）の候補者の選考及び推薦を行わせるため、日本学術会議会員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**第五条** 委員会は、政令で定める数を超えない範囲内の数の委員をもつて組織する。

**第六条** 委員は、学識経験のある者のうちから、次に掲げる者と協議の上、日本学術会議の会長が任命する。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第二十九条第一項第六号に掲げる総合科学技術会議の議員のうちから総合科学技術会議の議長が指名するもの

二 日本学士院の院長

三 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

四 専門委員は、学識経験のある者のうちから日本学術会議の会長が任命する。

五 委員及び専門委員は、非常勤とする。

六 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

**第七条** 委員会は、その定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから新会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

**第八条** 委員会は、前項の規定により新会員の候補者の選考を行う場合には、次条第二項の規定によりその任期が三年である新会員の候補者と改正後の日本学術会議法（以下「新法」という。）第七条第三項の規定によりその任期が六年である新会員の候補者との別ごとに行うものとする。

**第九条** 新会員は、新法第七条第二項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

**第十条** 新会員の半数の者の任期は、新法第七条第三項の規定にかかわらず、三年とする。

**第十一条** 新法第七条第五項の規定は、新会員（前項の規定によりその任期が三年であるものを除く。）から適用する。

**第十二条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、総務省本省に国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の三の特別の機関として置かれている日本学術会議及びその会長、会員その他の職員は、内閣府本府に内閣府設置法第四十条の特別の機関として置かれる日本学術会議及びその相当の職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

**第十三条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。